平成２７年（フ）第５３６号
京都市南区壬生通八条下る西入東寺町527番地６　大江ハイツ２階２－Ｂ号室
債務者　宮城　正己
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５４３号
京都市山科区日ノ岡夷谷町11番地　医療法人十全会京都東山老年サナトリウム、住民票上の住所京都市西京区大原野東竹の里町２丁目１番地　１棟204号
債務者　木脇　盛雄
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２８１号
兵庫県尼崎市立花町１丁目28番31号ハイツ中西203
債務者　眞田こと　真田　奈々（旧姓来田）
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２９７号
兵庫県尼崎市久々知西町２丁目１番22―507号、前住所兵庫県尼崎市尾浜町１丁目11番13号
債務者　池内　和彦
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２９８号
兵庫県尼崎市久々知西町２丁目１番22―507号、前住所兵庫県尼崎市尾浜町１丁目11番13号
債務者　池内　幸子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３２５号
兵庫県尼崎市武庫之荘東１丁目５―10―304、住民票上の住所兵庫県尼崎市武庫之荘本町２丁目４番29号
債務者　岡本　信恵
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第９２号
兵庫県明石市魚住町西岡605番地の12
債務者　北涌ゆかり（旧姓笹尾・福谷）
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１２４号
神戸市西区玉津町今津590番地の１　ロイヤルハイツⅠ203号、前住所神戸市西区玉津町今津667番地の26
債務者　和泉　勇元
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１２５号
神戸市西区玉津町今津590番地の１　ロイヤルハイツⅠ203号、前住所神戸市西区玉津町今津667番地の26
債務者　和泉千恵子
1　決定年月日時　平成27年６月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２７年（フ）第１６６号
奈良県桜井市大字外山304番地の１
債務者　西野とし子
1　決定年月日時　平成27年６月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第５０号
鳥取県鳥取市青谷町青谷3400番地、住民票上の住所鳥取県鳥取市円通寺866番地
債務者　谷口　文子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７号
鳥取県米子市西福原１丁目３番29号
債務者　若林　邦彦
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第２５号
鳥取県米子市皆生温泉４丁目15番３―101号、前住所鳥取県米子市西福原４丁目６番26号203号
債務者　桶村　清子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第８４号
広島県福山市引野町5748番地５
債務者　豊田組建設こと　豊田千鶴子
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１２７号
愛媛県松山市築山町11番17号　築山マンション202号
債務者　山本　江美
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５１号
愛媛県松山市立花４丁目１番12号　メゾンさつき201号
債務者　松澤　勝里
1　決定年月日時　平成27年６月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月25日まで　松山地方裁判所民事部